

デリバティブ取引

1. 取引の状況に関する事項

(平成17年9月期)

- (1) 取引の内容
当行が取扱っているデリバティブ取引として以下のようなものがあります。
①先物取引…債券先物 ②オプション取引…債券店頭オプション ③スワップ取引…金利スワップ、通貨スワップ ④先渡取引…為替予約
- (2) 取組方針
当行では、取引先の多様なニーズに応えるためにトレーディング(短期的に収益を追求する目的)やヘッジ目的でデリバティブ取引を行っております。
債券先物取引によるトレーディング以外は、原則として投機的な取引を行わない方針であります。
- (3) 利用目的
当行が保有しております、資産・負債に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引や債券先物取引・債券店頭オプション取引を利用しております。
また外貨建資産・負債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で外国為替先物予約取引や通貨スワップ取引を利用しております。
ヘッジ目的以外では、一定の範囲内で短期的な売買益の獲得を目指すために債券先物、債券店頭オプション取引を利用しております。
- (4) リスクの内容
デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクがあります。
市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。
信用リスクとは、契約額や想定元本とは異なり、取引の相手方が契約を履行できなくなった時点で当該取引を市場で複製する場合のコストであります。
- (5) リスク管理体制
当行のデリバティブ取引は、運用枠等を定め、厳正な運用・管理を行なっております。
また取引に関しては、約定を行なうフロントオフィスと勘定処理や照合等を行なうバックオフィスに分離することにより、相互牽制が働く体制としております。

(平成18年9月期)

- (1) 取引の内容
当行が取扱っているデリバティブ取引として以下のようなものがあります。
①先物取引…債券先物 ②オプション取引…債券店頭オプション ③スワップ取引…金利スワップ、通貨スワップ ④先渡取引…為替予約
- (2) 取組方針
当行では、取引先の多様なニーズに応えるためにトレーディング(短期的に収益を追求する目的)やヘッジ目的でデリバティブ取引を行っております。
債券先物取引によるトレーディング以外は、原則として投機的な取引を行わない方針であります。
- (3) 利用目的
当行が保有しております、資産・負債に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引や債券先物取引・債券店頭オプション取引を利用しております。
また外貨建資産・負債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で外国為替先物予約取引や通貨スワップ取引を利用しております。
ヘッジ目的以外では、一定の範囲内で短期的な売買益の獲得を目指すために債券先物、債券店頭オプション取引を利用しております。
- (4) リスクの内容
デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクがあります。
市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。
信用リスクとは、契約額や想定元本とは異なり、取引の相手方が契約を履行できなくなった時点で当該取引を市場で複製する場合のコストであります。
- (5) リスク管理体制
当行のデリバティブ取引は、運用枠等を定め、厳正な運用・管理を行なっております。
また取引に関しては、約定を行なうフロントオフィスと勘定処理や照合等を行なうバックオフィスに分離することにより、相互牽制が働く体制としております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(単位:百万円)

	種類	平成17年9月期			平成18年9月期		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	—	—	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 平成17年9月期末日において時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

- (注) 1. 平成18年9月期末日において時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。